

# 都市計画道路座間南林間線 都市計画公園谷戸山公園の 整備に係る事業説明会

日時：令和2年12月19日(土)

場所：座間市役所5-1会議室

問合せ先

(都市計画道路座間南林間線に関すること)

座間市

都市部道路課

TEL(046)252-8576

(都市計画公園谷戸山公園に関すること)

神奈川県厚木土木事務所 東部センター

道路都市課

TEL(0467)79-2869

# (都)座間南林間線及び座間谷戸山公園の概要

## ■位置図



### 【(都)座間南林間線の概要】

- (都)座間南林間線は座間市を東西に結ぶ延長5,880mの幹線道路です。
- 当路線は、大和市境～座間市役所北交差点区間と座間下宿交差点～座架依橋区間が整備済みです。
- 今回計画区間は延長約1.6kmで、座間谷戸山公園北側に接している区間が市施工、その西側が県施工(予定)です。

### 【(都)座間南林間線整備による効果】

- 市役所付近の市中心部や東部の産業拠点から圏央道の厚木PAスマートICまでつながり、経済の活性化や生活の利便性の向上が期待できます。
- 現在の1車線から歩道と自転車通行帯が整備された2車線になるため、歩行者、自転車、自動車等の円滑な通行と安全性向上が期待できます。

※道路の整備計画(案)の詳細については、2ページ以降に示します。

### 【座間谷戸山公園への効果】

- 座間谷戸山公園へのアクセス向上が図られ、より広域からの公園利用が期待できます。
- 指定緊急避難場所に指定されている座間谷戸山公園と第1次緊急輸送路がつながることによって、緊急車両の円滑な通行が確保でき、大規模災害時には座間谷戸山公園の更なる利活用が期待できます。

※公園の整備計画(案)の詳細については、8ページ以降に示します。

「指定緊急避難場所」とは、地震等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先のこと。

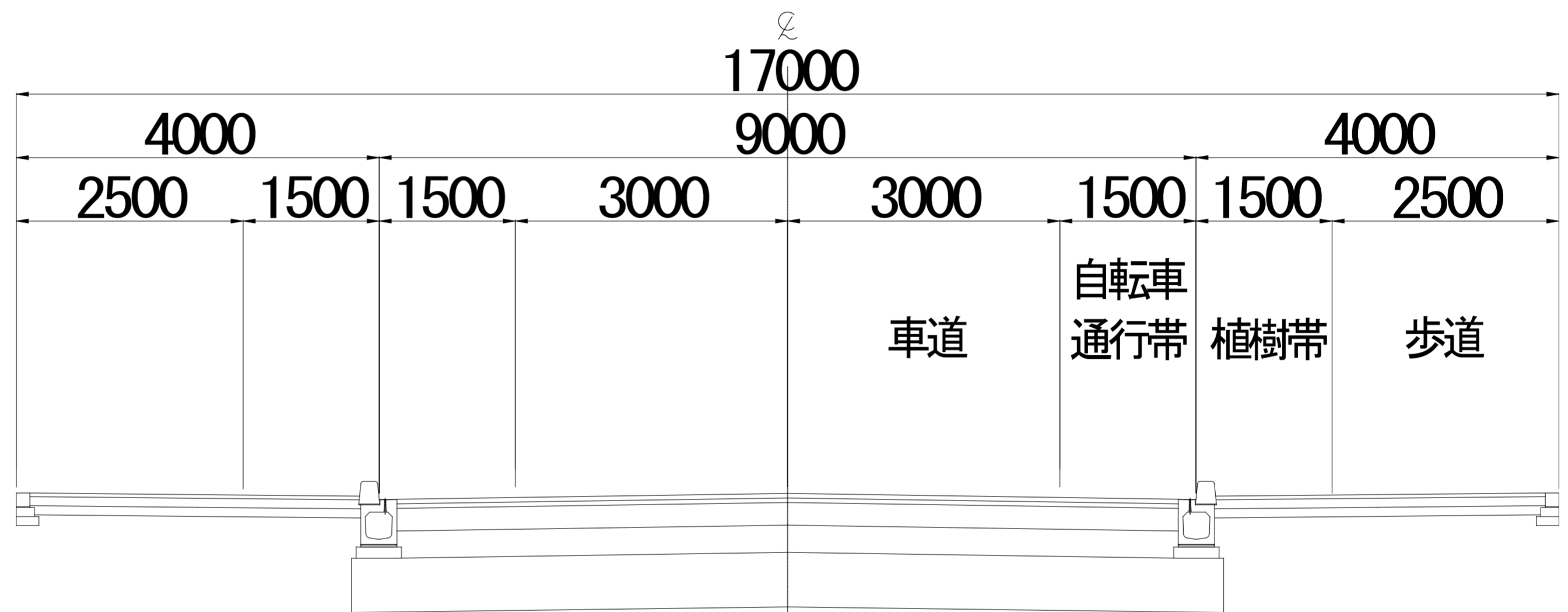
「第一次緊急輸送路」とは、高規格幹線道路等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で、緊急輸送の骨格をなす路線のこと。

# (都) 座間南林間線の概要と幅員

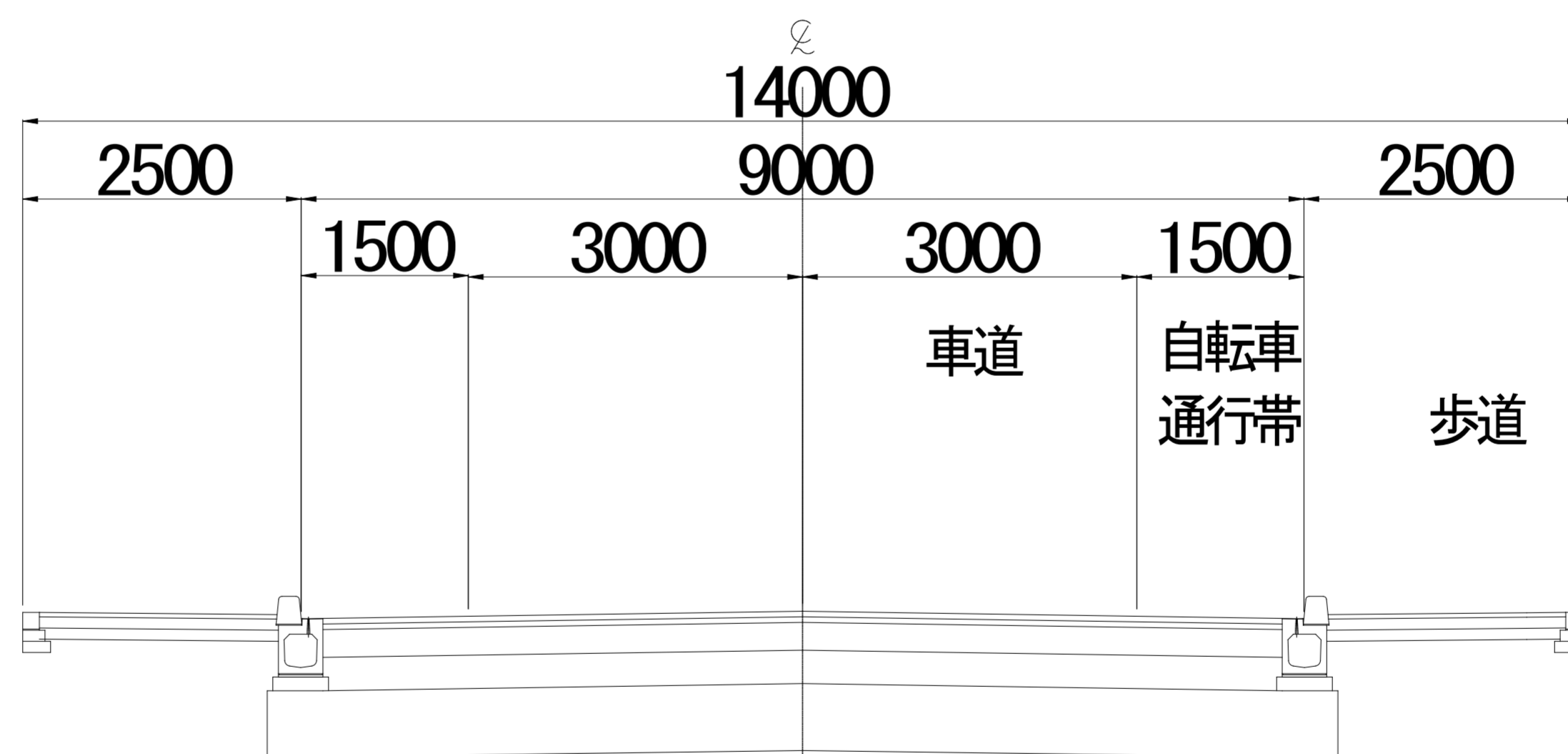
路線名	都市計画道路 座間南林間線		
区 間	県区間	:	県道46号(相模原茅ヶ崎) 座間下宿交差点 ～ 県道51号(町田厚木) 交差点
	市区間	:	県道51号(町田厚木) 交差点 ～ 市道17号線 座間市役所北交差点
延 長	県区間	:	約0.7km
	市区間	:	約0.9km

■ 将来交通量推定	約9,000～約10,000台／日
■ 設計速度	50km/h
■ 道路規格	第4種第2級
■ 標準幅員	17.0m (2車線、両側歩道)

## 県施工区間



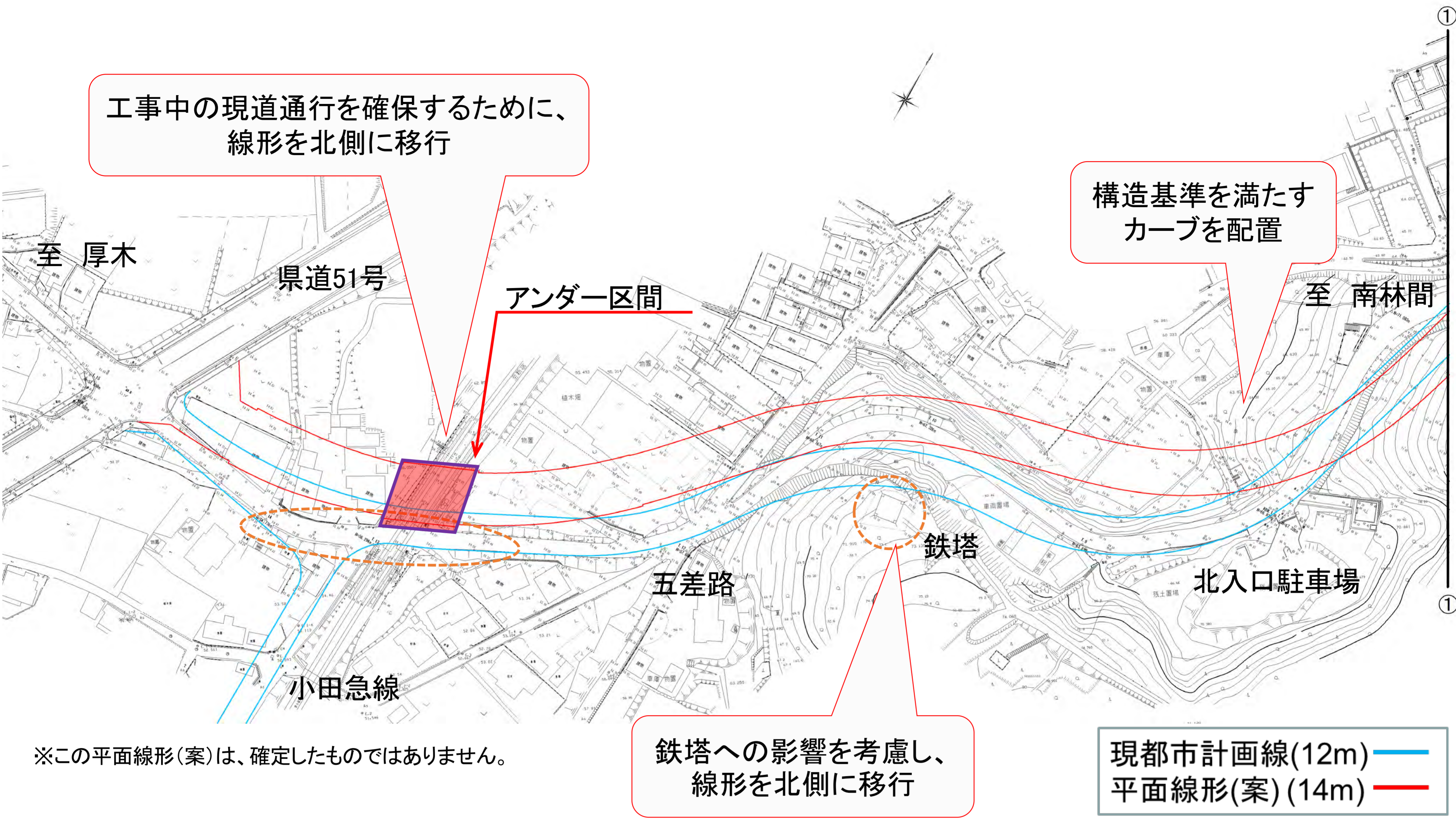
## 市施工区間



### 【(都) 座間南林間線の幅員】

- 現都市計画では、幅12.0mの道路ですが、最新の道路構造基準に基づく第4種第2級という規格から、**全体で17.0mの幅員**となります。
- 3.0mの2車線の車道、車道の外側に1.5mの自転車通行帯、1.5mの植樹帯、2.5mの歩道という構成となります。
- 市の施工区間は、そのほとんどが谷戸山公園を含む崖地と隣接しているため、植樹帯を設けないこととし、**全体で14.0mの幅員**としました。

# (都) 座間南林間線の平面線形(案)



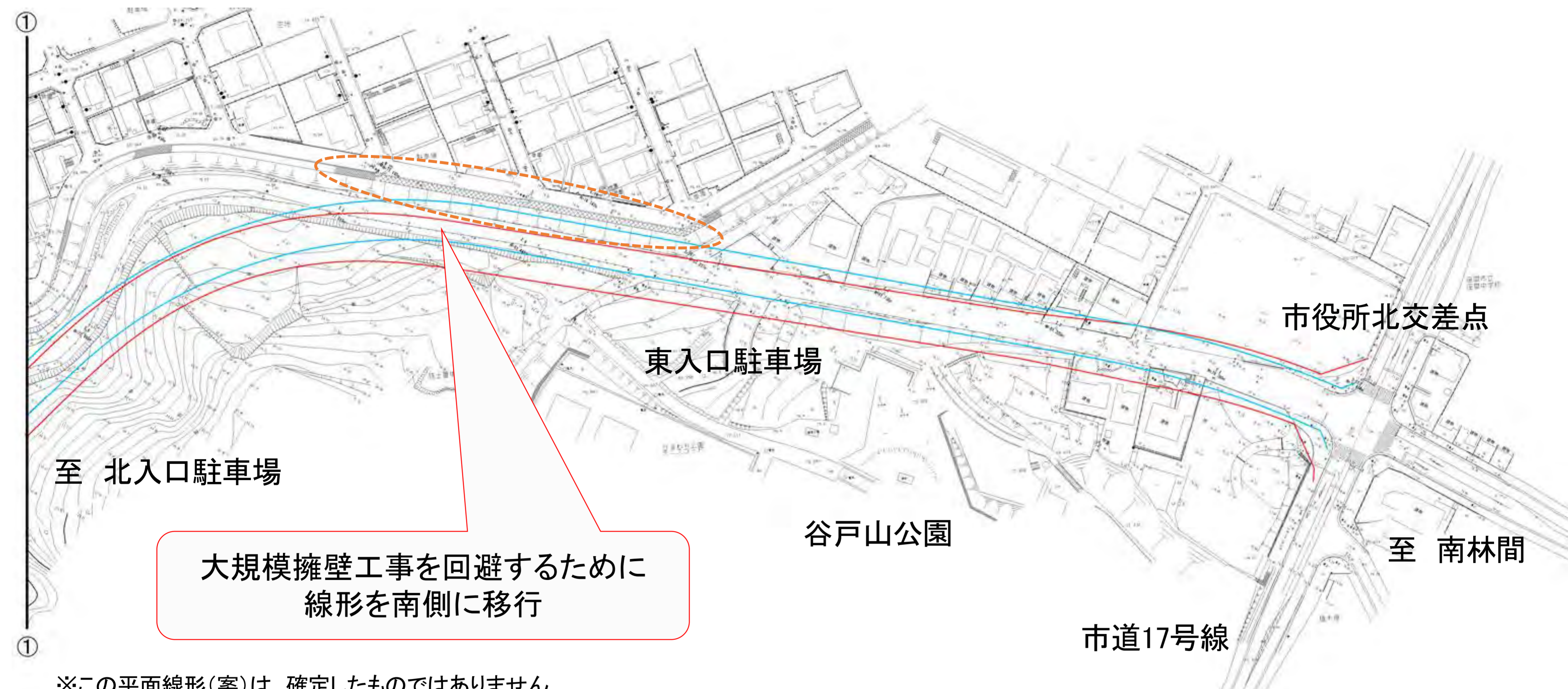
## 【県道51号交差点～五差路付近】

- 水色の現都市計画線を赤色の平面線形(案)に変更します。
- 現都市計画線は、小田急線との交差部で現道と重なっているため、小田急線交差部でアンダーパス工事を行う際、長期の通行止めが発生します。
  - ⇒工事中の現道通行を確保するために、線形を北側に移行します。
  - ⇒小田急線交差部での影響から、県道51号交差点中心も北側に移行します。
- アンダーパス完成時には、踏切を撤去します。
- 踏切、五差路付近の完成時の通行等は、6ページに示します。

## 【五差路付近～北入口駐車場付近】

- 谷戸山公園内に東京電力の鉄塔があり、現都市計画線は、鉄塔基礎部に接触してしまい、鉄塔の移設には、莫大な費用が掛かります。
  - ⇒鉄塔への影響を考慮し、線形を北側に移行します。
- 現都市計画線は、道路構造基準を満たさない小さなカーブが連続します。
  - ⇒道路構造基準を満たす緩やかなカーブを配置します。
- 工事完成後の現道部の利用、谷戸山公園の法面への配慮については、11ページに示します。

# (都) 座間南林間線の平面線形(案)



※この平面線形(案)は、確定したものではありません。

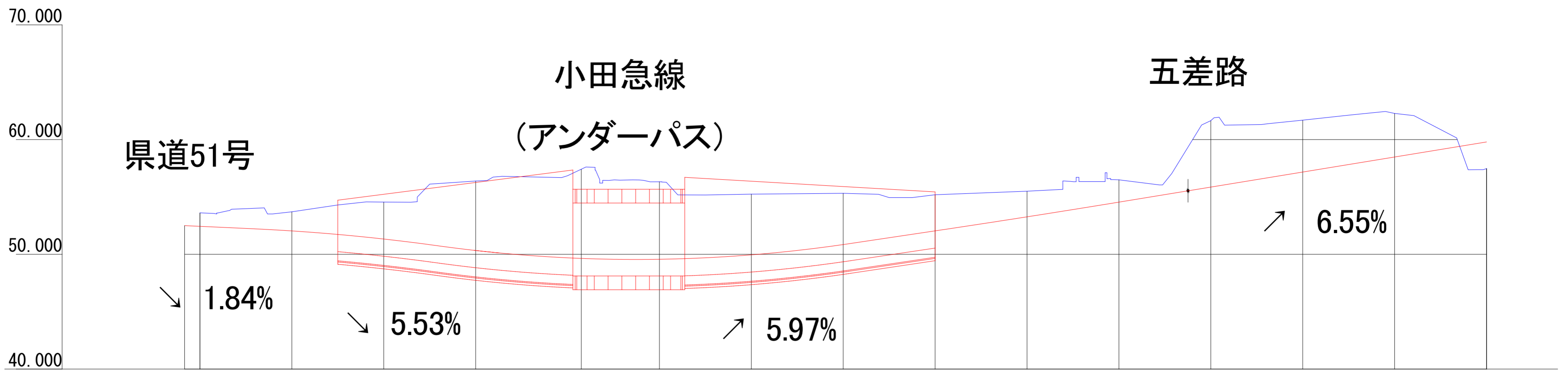
現都市計画線(12m) — 水色  
平面線形(案)(14m) — 赤色

## 【北入口駐車場付近～市役所北交差点】

- 水色の現都市計画線を赤色の平面線形(案)に変更します。
- 現都市計画線は、明王地区の既存法面に接近しているため、新たに大規模な擁壁等を築造する必要があります。
- その工事の際、法面上部の現道や、法面下部の明王地区の生活道路で長期間に及ぶ通行止めが発生します。
- 以前に行った明王自治会への説明会において、新設道路をなるべく明王地区から離すよう要望をいただいています。  
⇒大規模擁壁工事を回避するために線形を南側に移行します。
- 市役所北交差点より東側は、整備済みであるため、現況にすり付けます。

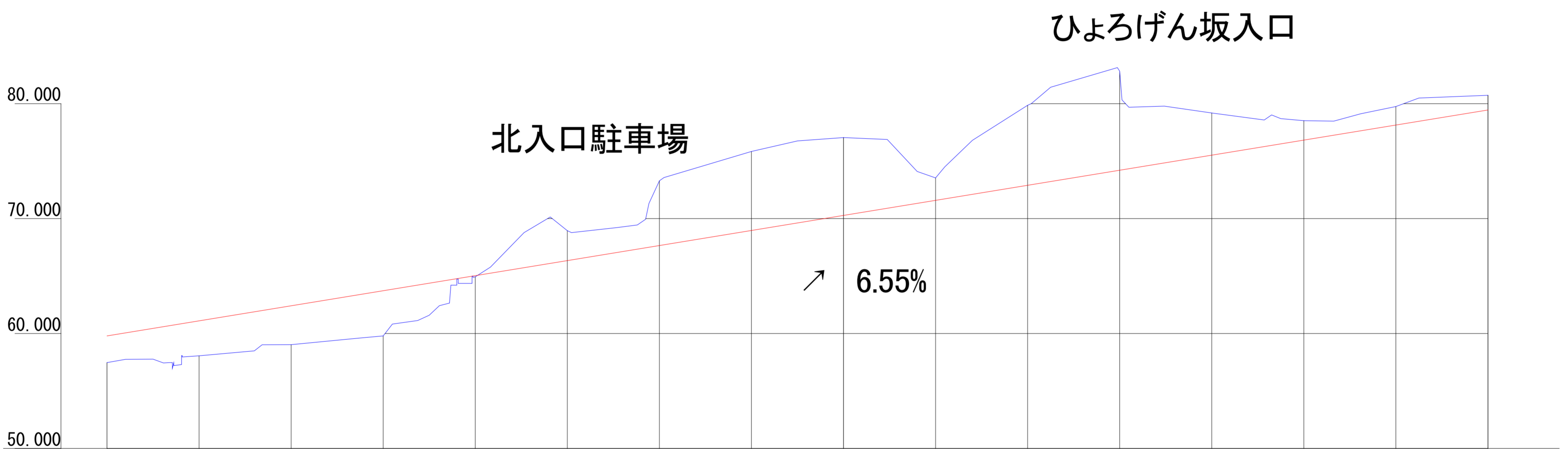
新しい平面線形(案)は、現在の都市計画線から外れてしまう箇所がありますが、座間市としましては、安全性を最優先し、かつ、谷戸山公園や沿線住宅への影響を最小限にする計画であり、この線形が最良のものであると考えています。

# (都) 座間南林間線の縦断線形(案)



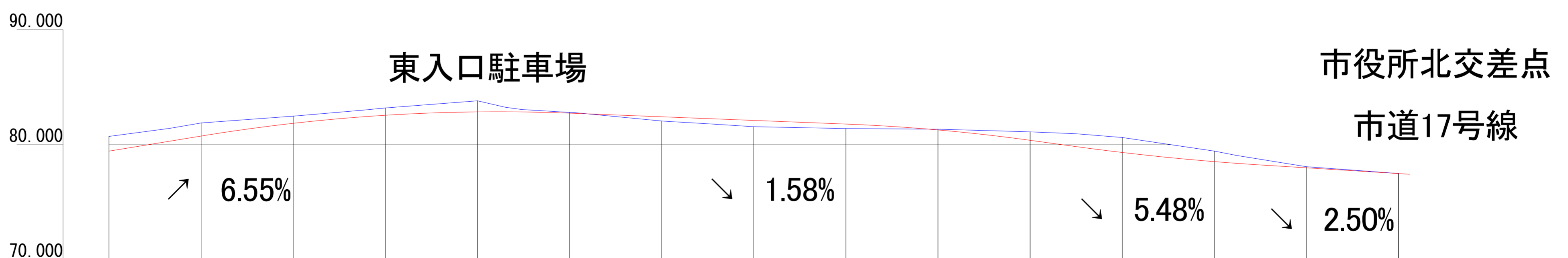
## 【県道51号交差点～五差路付近】

- 県道51号は、1.0m程度の盤下げを行います。
- 小田急線交差区間は、アンダーパス構造とします。
- 県道51号交差点から小田急線(アンダーパス)に向かい下り勾配、また、小田急線(アンダーパス)から五差路に向かい上り勾配とし、この区間は、現地盤より低くなる計画です。



## 【五差路付近～ひよろげん坂入口付近】

- 五差路からひよろげん坂入口に向かい上り勾配とし、谷戸山公園北入口駐車場までは、現地盤より高く、また、ひよろげん坂入口付近までは、現地盤より低くなる計画です。

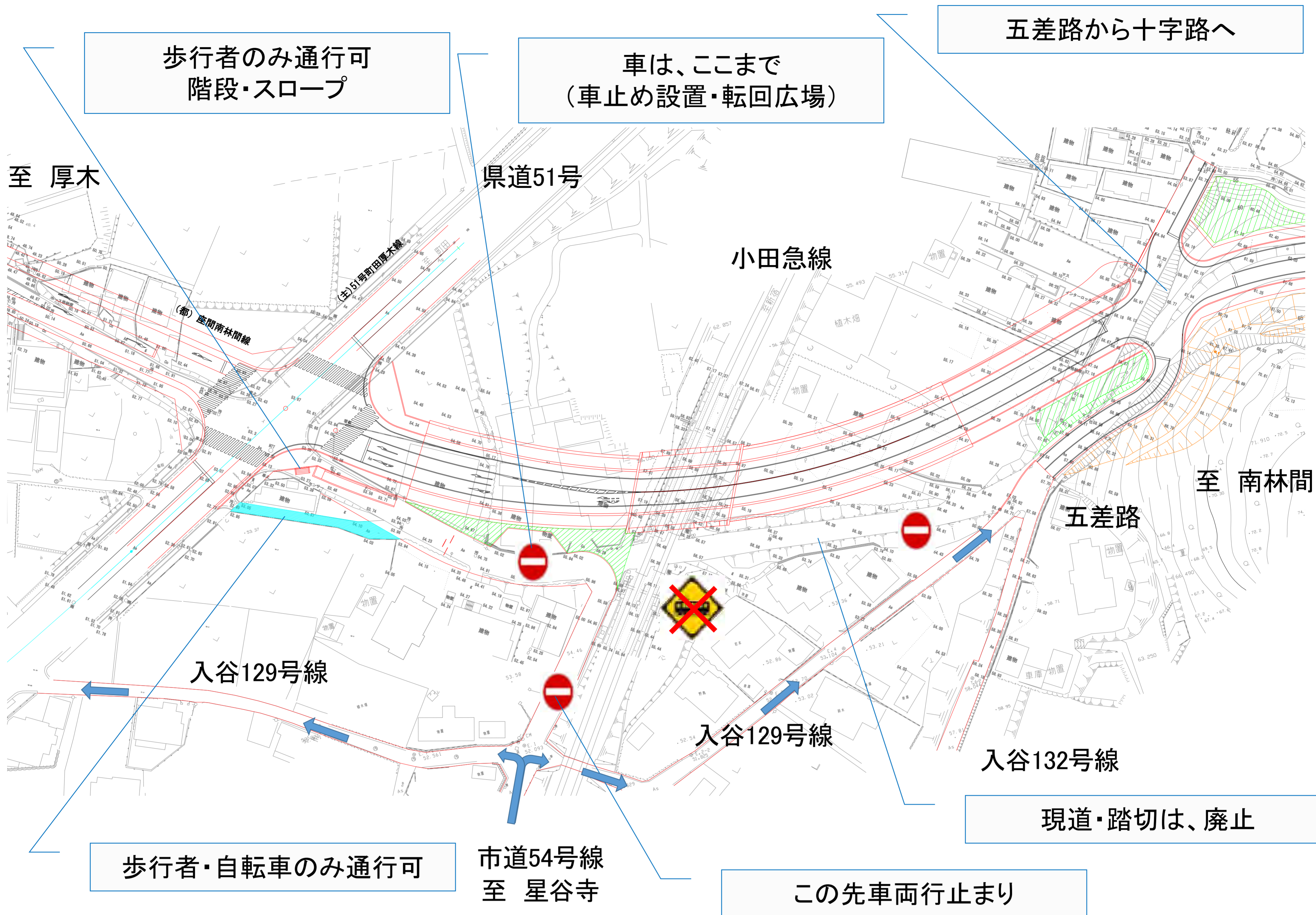


※この縦断線形(案)は、確定したものではありません。

## 【ひよろげん坂入口付近～市役所北交差点】

- 谷戸山公園東入口駐車場に向かい上り勾配、また、谷戸山公園東入口駐車場から市役所北交差点に向かって下り勾配とし、現地盤と高さがほぼ変わらない計画です。

# 踏切付近の既存道路について



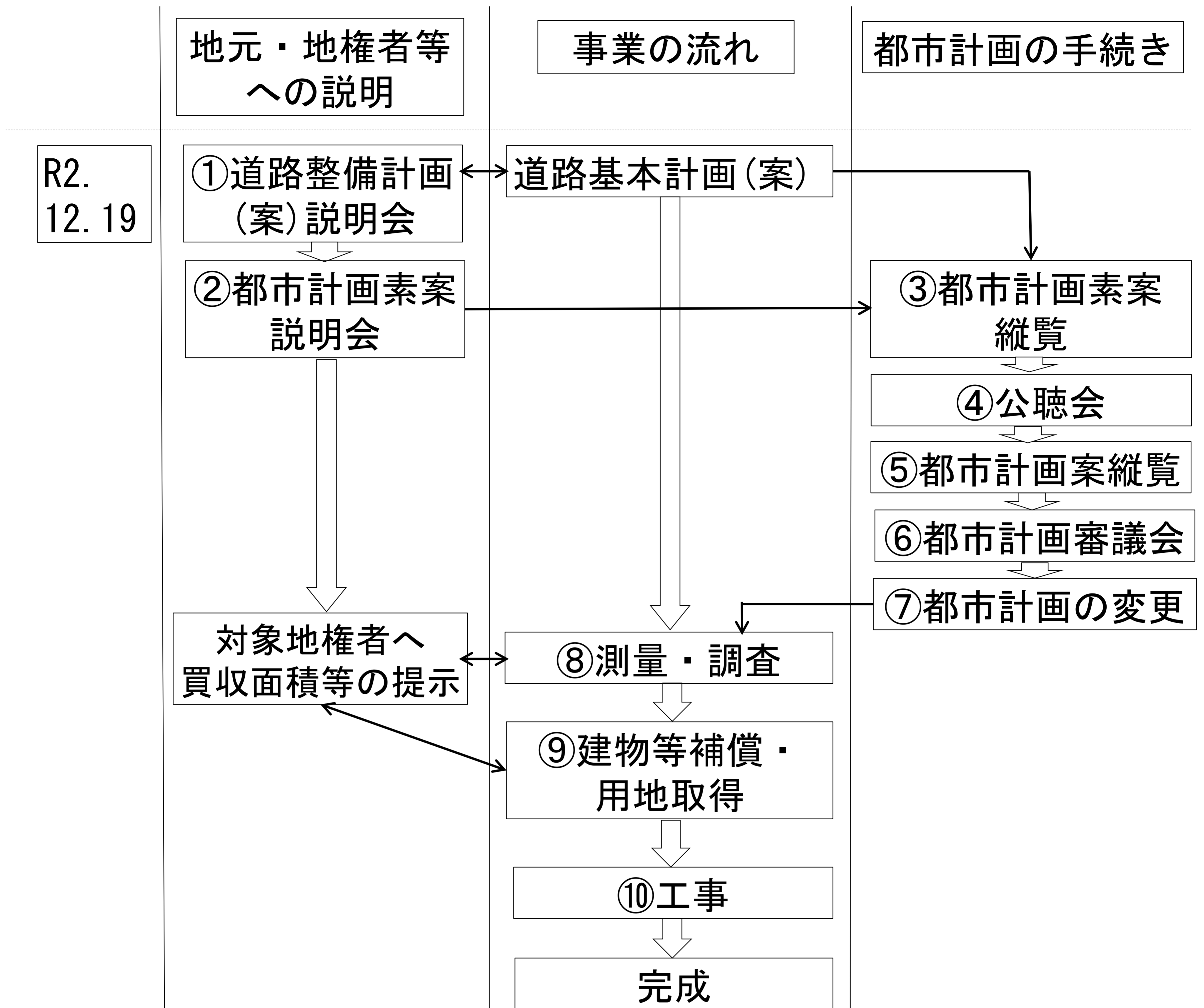
## 【踏切周辺】

- アンダーパス完成後に踏切は、撤去します。
- 踏切東側の現道は、廃止します。
- 都市計画道路がアンダーパス形状であることから、市道54号線と高低差が生じ、接続できません。
- 星谷寺方面から市道54号線を通り、都市計画道路に出る場合、入谷129号線に迂回します。
- 市道54号線から、現在の踏切方面に車両が進出した場合は、転回広場でUターンします。
- 歩行者・自転車は、迂回路・階段・スロープを通り、都市計画道路に接続できます。
- 現道の跡地は、緑地帯等として有効に活用することを検討します。

## 【五差路周辺】

- 現在、変則の五差路は、交差点位置を北東にずらし、十字路に近い形にします。
- 入谷129号線と入谷132号線が先に合流し、その後、都市計画道路と交差します。

# (都) 座間南林間線の工事完成までの流れ



- ①道路整備計画（案）について、説明します。
- ②都市計画素案（関連案件含む）や都市計画の手続き等について説明します。
- ③計画素案の縦覧（30日以上）をするとともに、公述意見の受付をします。
- ④公述意見の申出があった場合、公聴会を開催します。
- ⑤計画案を作成して縦覧（2週間）を行うとともに、意見書の受付をします。
- ⑥市の都市計画審議会において審議されます。
- ⑦審議の結果を踏まえて、都市計画の変更を行います。
- ⑧都市計画が変更されたら、取得予定用地の測量、土地の鑑定、建物等の補償に関する調査などを行い、対象地権者様に買収面積等を提示します。
- ⑨対象地権者様の同意が得られましたら、建物等の補償、用地売買契約を行います。
- ⑩ある程度の区間の用地が取得できたところから、道路の工事を開始します。



# 座間谷戸山公園の概要



水鳥の池の紅葉



ネイチャーゲーム 田植え体験イベント

## 【公園の概要】

- 座間市の中心部に位置し、樹林地と湿地で構成された里山の風情を残す谷戸地形の公園です。
- 生育・生息する生物を保全し、自然とのふれあいの場や自然生態観察の場を提供する公園です。
- 公園の標高の高い尾根から標高の低い湿地に向かう斜面地となっており、本公園の湿地への集水域となっています。

## 【経緯】

○昭和63年1月	都市計画決定	32.1ha
○平成5年4月	第1期開園	10.2ha
○平成10年8月	第2期開園	29.1ha (+18.9)
○平成14年5月	第3期開園	30.6ha (+1.5)

## 【利用者数】

○平成29年度	430千人
○平成30年度	415千人
○令和元年度	396千人

# 座間谷戸山公園の整備・管理運営方針

## 自然生態観察公園(アーバンエコロジーパーク)

- 地域の歴史・文化を含む自然を保全する公園として必要最小限の施設を整備します。
- 来園者が自然とふれあえる公園整備・管理運営を行います。
- ボランティア活動の参加など、県民と協働で管理運営を行います。
- “生きた自然博物館”として、生物の多様性などが継続的に維持できるように管理運営を行います。

### +(プラス)

- 防災機能も兼ね備えた都市公園です。
  - ・市の地域防災計画で「指定緊急避難場所」に指定
  - ・「指定緊急避難場所」を中心に下記の施設を設置



防災倉庫



毛布、非常食等を備蓄しています。



防災用井戸

災害時の手洗いやトイレの洗浄水などに使います。

指定緊急避難場所



地下貯留水槽

ソーラーパネルと蓄電池  
ソーラー照明灯



災害時の停電時にパークセンターが機能するように、ソーラーパネルと蓄電池を設置しています。

夜の停電時の避難者によるトイレ利用とパークセンター利用を想定し、ソーラー照明灯を設置しています。

災害時に公園周辺の住民に飲料水が提供できるように、市が地下貯留水槽を設置しています。

### 【指定緊急避難場所】

地震等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先に位置付け。

# 座間谷戸山公園整備計画(案)の整備方針と整備内容

## 【整備計画(案)策定にあたっての考え方】

- (1) 引き続き、「自然生態観察公園」としての整備と管理・運営を行っていく必要があります。
- (2) (都)座間南林間線の整備により、「第一次緊急輸送路」と「指定緊急避難場所」に指定されている座間谷戸山公園とのネットワークが図られることや、災害に強い県土づくりを進めるためにも、防災機能の更なる強化が必要となります。
- (3) (都)座間南林間線の整備により、座間谷戸山公園へのアクセス向上が図られ、公園の更なる利用促進が期待できることから、レクリエーション機能の更なる強化が必要となります。

### 整備方針

### 整備内容

(1) 「自然生態観察公園」としての整備と管理・運営

(2) 防災機能の強化

(3) 公園の利用促進等レクリエーション機能の強化

①北入口駐車場隣接地に「(仮称)復元の森」を整備

②公園法面の崩壊防止対策工事

③北入口駐車場隣接地に大型車が駐車可能な芝生広場兼臨時駐車場を整備

④東入口駐車場を大型車が駐車可能な構造に改修

③北入口駐車場隣接地に大型車が駐車可能な芝生広場兼臨時駐車場の整備

④東入口駐車場を大型車が駐車可能な構造に改修

②公園法面の崩壊防止対策工事

水鳥の池等湿地への集水域

①北入口駐車場隣接地に「(仮称)復元の森」を整備



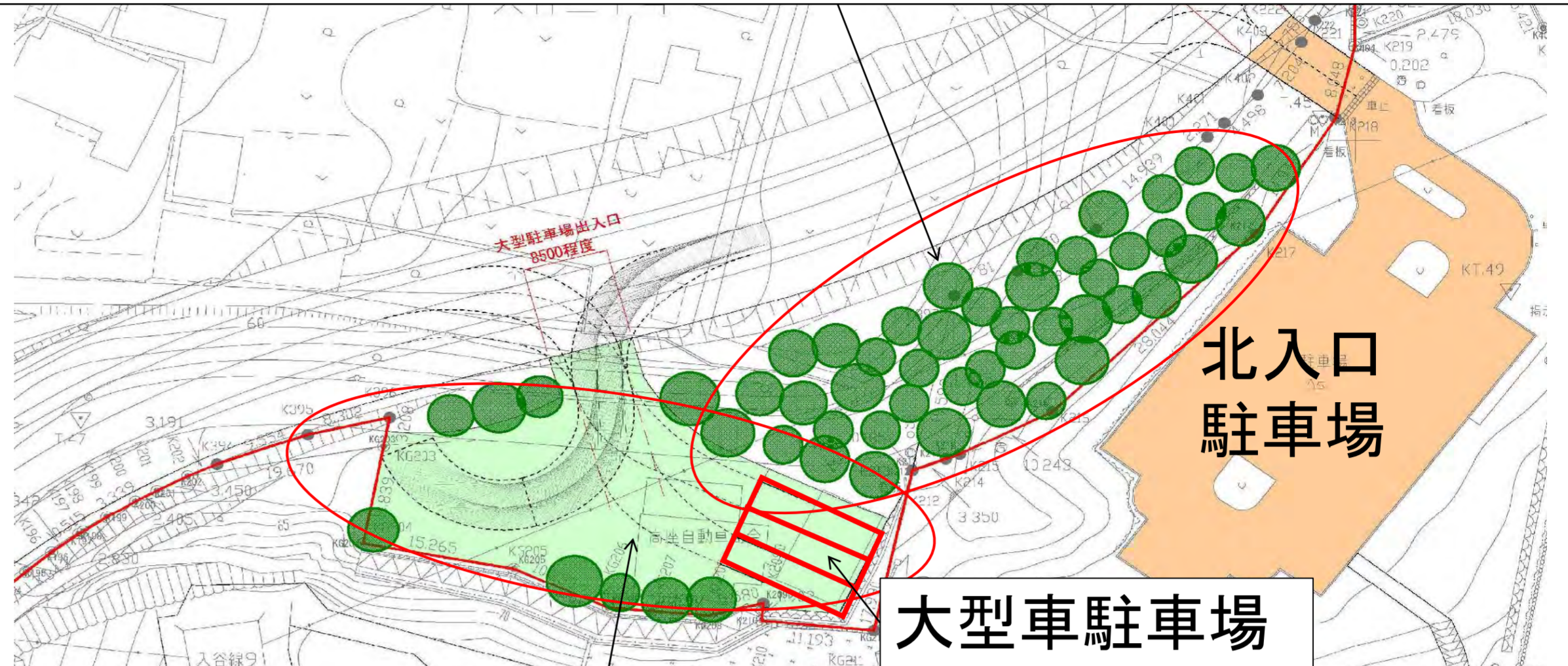
公園整備計画(案)箇所

# 座間谷戸山公園の整備計画(案)の内容

## ①北入口駐車場隣接地に「(仮称)復元の森」を整備

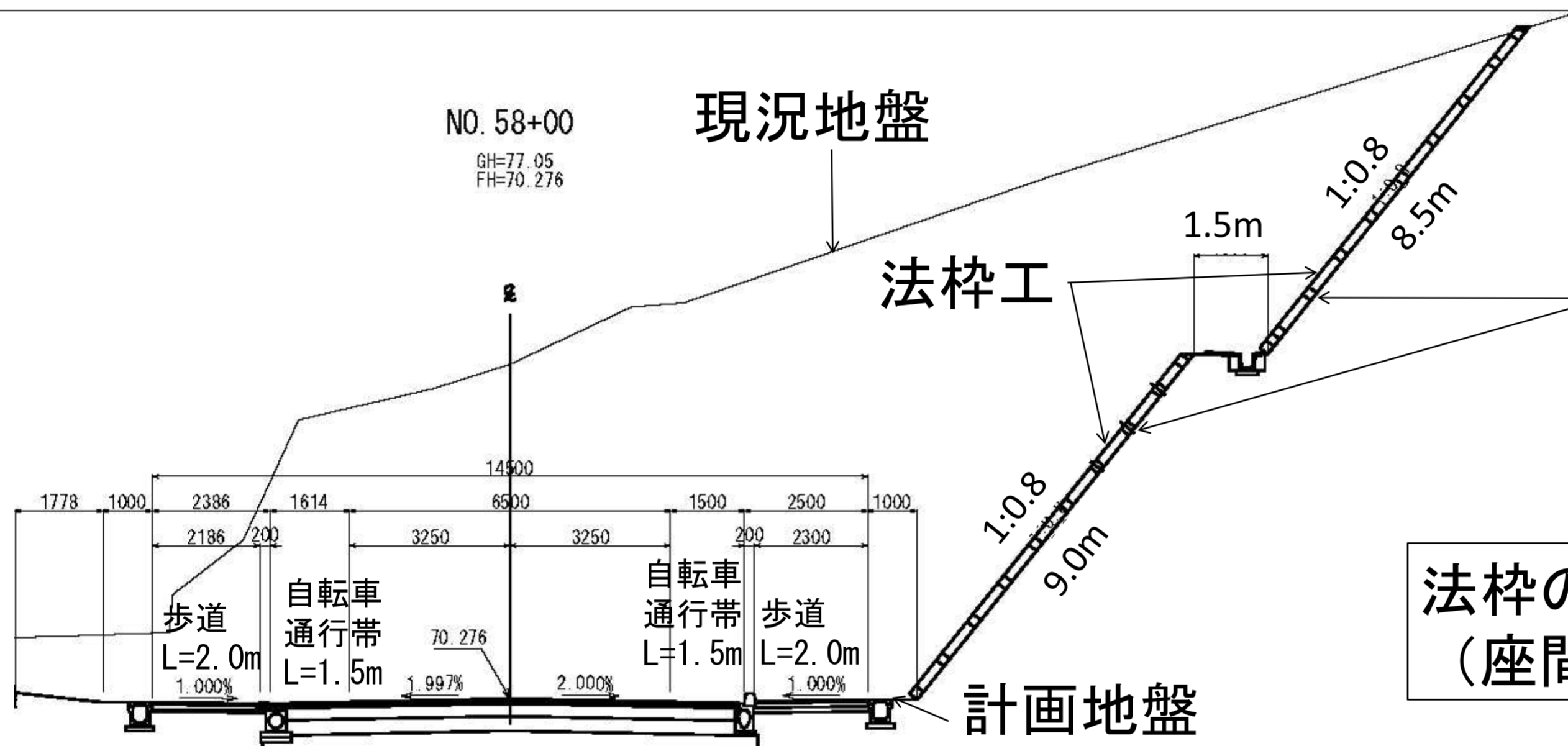
○県民協働により雑木林を復元し、育てていくことで、森林の再生の過程が学習できるなど「自然生態観察公園」としての利活用が図れます。

整備計画(案)箇所の現況



## ③北入口駐車場隣接地に大型車が駐車可能な芝生広場兼臨時駐車場を整備

○大規模災害時に自衛隊の災害活動場(支援物資置場等)としての活用が期待できます。  
○大型車駐車場の整備により、学校遠足や団体からの利用が見込めるなど、更なる利用促進が期待できます。



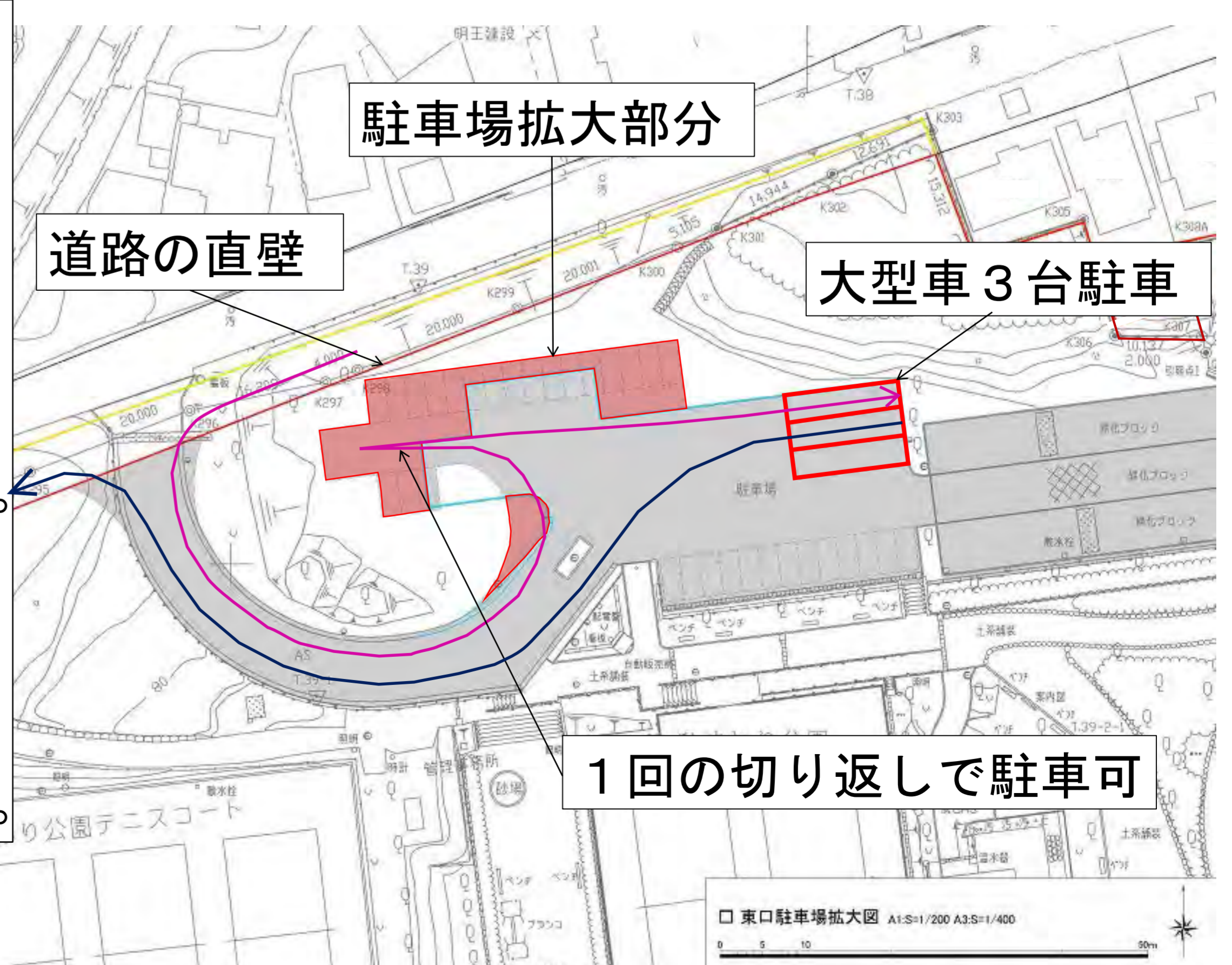
法枠のイメージ  
(座間谷戸山公園の北西部の法面)

## ②公園法面の崩壊防止対策工事

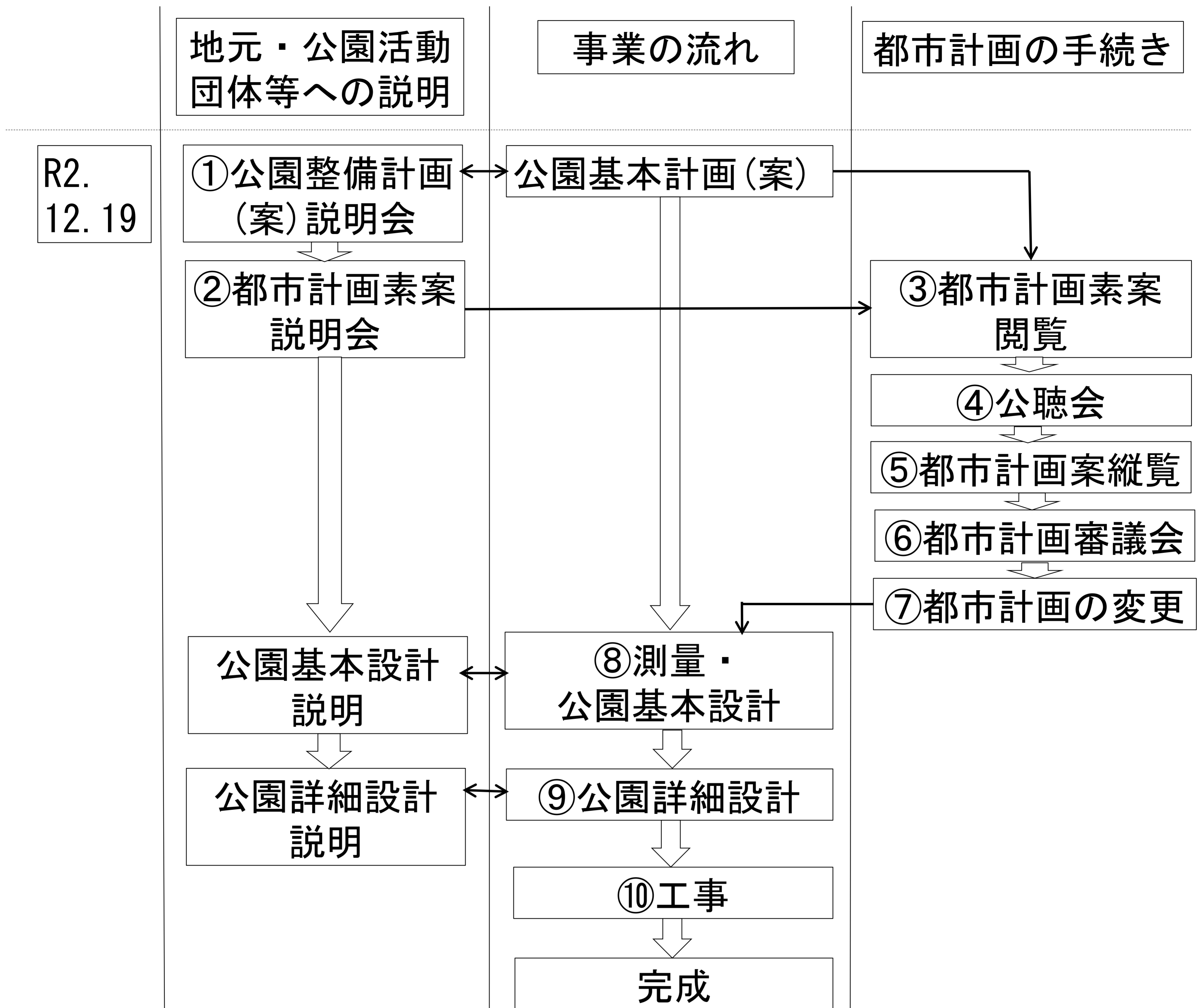
○法枠法面になることで、法面崩壊のおそれなくなり、緊急輸送路を結ぶ座間南林間線の防災機能の強化ができます。  
○動物が公園外に出たときに公園に戻りやすくなるよう、直壁やブロック積擁壁は用いず、法面勾配も1:0.8とできるだけ緩くしました。  
○法枠の中は座間谷戸山公園に類似した環境に生育する草本類を植栽することで、景観と生態系に配慮する計画です。

## ④東入口駐車場を大型車が駐車可能な構造に改修

○道路直壁部分まで駐車場を拡大し、出入口を改修することで、1回の切り返しで大型車が3台駐車可能になります。  
○一般車の駐車台数も既存の78台から1台増加し、79台とすることが可能です。  
○地震等災害時に自衛隊の災害活動場(支援物資置場等)としての活用が期待できます。  
○学校遠足や団体からの利用が見込めるなど、更なる利用促進が期待できます。



# 座間谷戸山公園の工事完成までの流れ



- ①公園整備計画（案）について、説明します。
- ②都市計画素案（関連案件含む）や都市計画の手続き等について説明します。
- ③計画素案の閲覧（3週間）をするとともに、公述意見の受付をします。
- ④公述意見の申出があった場合、公聴会を開催します。
- ⑤計画案を作成して縦覧（2週間）を行うとともに、意見書の受付をします。
- ⑥県の都市計画審議会において審議されます。
- ⑦審議の結果を踏まえて、都市計画の変更を行います。
- ⑧都市計画が変更されたら、公園の拡大部分の測量をしたり、公園で活動しているボランティア団体等のご意見を伺いながら基本設計を行います。
- ⑨基本設計を元に工事発注のために必要な図面などを作成する詳細設計を行います。詳細設計作成の際にも、公園で活動しているボランティア団体等のご意見を伺います。
- ⑩その後、（都）座間南林間線の工事の進捗状況を見据えながら、公園の工事を行います。